

お知らせ

民事第4部の破産再生事件について、緊急事態宣言の対象期間中の事務は以下のとおりとさせていただきます。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 新件の申立てについて

申立ての受付はいたしますが、緊急性のある事件以外は、処理を停止します。緊急性のある事件については、申立ての際、その事情をご説明ください。

2 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日

宣言対象期間中の破産事件の債権者集会及び免責審尋期日は延期します。実質的な審理は行いませんので、関係者の方々は裁判所にお越しになる必要はありません。